**時間外労働**

**に 関 す る 協 定 届**

様式第9号の４（第70条関係）　　　　　　　　　　　　　　　**休 日 労 働**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | | 事業の名称 | | | 事業の所在地（電話番号） | | | | |
|  | |  | | |  | | | | |
|  | 時間外労働をさせる  必要のある具体的事由 | | 業務の種類 | 労 働 者 数  （満 18 歳 以 上 の 者） | 所定労働時間 | 延長することができる時間 | | | 期　間 |
| 1日 | 1日を超える一定の期間（起算日） | |
|  |  |
| ① 下記②に該当しない労働者 |  | |  |  |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |  |
| ② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者 |  | |  |  |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |  |
| 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | | | 業務の種類 | 労 働 者 数  （満 18 歳 以 上 の 者） | 所定休日 | 労働させることができる休日  並びに始業及び終業の時刻 | | | 期　間 |
|  | | |  |  |  |  | | |  |
|  | | |  |  |  |  | | |  |

協定の成立年月日　　　　　　年　　　月　　　日

職 名

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

氏 名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　　　　 職 名

使用者

氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

労働基準監督署長　 殿

様式第９号の４（第70条関係） （裏面）

記載心得

１ 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第６項第１号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該 業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たつては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

２ 「労働者数（満18歳以上の者） 」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数について記入すること。

３ 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たつては、次のとおりとすること。 （１） 「１日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の５まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超えて延長することがで きる時間数であつて、１日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。 （２） 「１日を超える一定の期間（起算日） 」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、労働基準法第36条第１項の協定で定められた１日を超え３箇月以内の期 間及び１年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められた全ての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、 それぞれ当該期間についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。

４ ②の欄は、労働基準法第32条の４の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が３箇月を超える１年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。な お、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（１箇月42時間、１年320時間）ことに留意すること。

５ 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（１週１休又は４週４休であることに留意すること。）であつて労働させることが できる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。

６ 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。

７ 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、 労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第６条の２第１項の規定により、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ同法に規定する協定等を する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない 場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。

（建設業その他建設関連事業、運送業その他の自動車の運転業務、医業に従事する医師の協定は、令和５年３月３１日までの間）